

### 12月は「ねんきん月間」です

社会保険庁では、国民の皆さん一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や 役割を正しく認識していただくとともに、年金制度に対するご理解と信頼をいただけるように、年金加入記 録の提供や年金相談などのサービスの充実を図っているところです。

そこで、12月を「ねんきん月間」として、サービスの更なる充実に取り組んでまいります。

県内の各社会保険事務所では次の日程で休日・夜間の年金相談を実施しておりますので、平日は忙しくて なかなか相談に来られないという方はぜひ、この機会をご利用ください。

- ●毎週月曜日は、県内の全社会保険事務所において、受付時間を午後7時まで延長します。
- ●第2土曜日は、県内の全社会保険事務所において、年金相談窓口を開設します。 ※午前9時30分~午後4時
- ●12月10日(日)は、大曲社会保険事務所において年金相談窓口を開設します。 ※午前9時30分~午後4時

年金相談センターにおいては、休日・夜間の年金相談を実施しておりませんので、ご注意ください。



問い 大曲社会保険事務所 ☎0187—63—2294、2295、2299(年金相談コーナー) 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)

# 介護保険事務所 からのお知らせ



介護保険事務所 認定審査班 役場(千畑庁舎) 福祉保健課 **☎**0187—86—3912

☎0187─84─4907(内線2167)

### 要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして、「経過介護」(旧要支援)、「要介護1~5|のいずれかの認定を受けた方は介護保険 のサービスを利用できます。 ※認定の目安は表1を参照

- ○「施設サービス を利用したい場合
  - ・入所を希望する方は直接施設に申し込むことになります。※「経過介護 | の方はご利用できません。
- 在宅サービス を利用したい場合
  - ① 居宅介護支援事業所 へ連絡して、ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼します。
    - ※「居宅介護支援事業所 | は介護保険事務所ホームページ(URL http://www.oskaigonet.or.jp/)または役場 窓口・介護保険事務所にある一覧表でご確認ください。
  - ②担当のケアマネージャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように 相談しましょう。※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。
  - ③ケアプランにそって「在宅サービス」が始まります。

#### 表1 要介護度と心身の状態(例)

経過介護	「起き上がり 「立ち上がり 「片足立位 がつかまらないとできない。「薬の内服 や
	「電話の利用」などに介助を要する状態。
要介護 1	「金銭の管理」「歩行」「洗身」「つめ切り」などに介助を要する状態。
要介護 2	「歩行」「洗身」「衣服の着脱」などに介助を要する状態。
要介護 3	「衣服の着脱」「排せつ」「移乗」「洗顔」「整髪」などに介助を要する状態。
要介護 4	「排せつ」「移乗」に加えて「食事摂取」にも介助を要する状態。
要介護 5	「排せつ」「移乗」「食事摂取」などに「全介助」を要する状態。「指示への反応」や「記憶・
	理解」もできない状態。

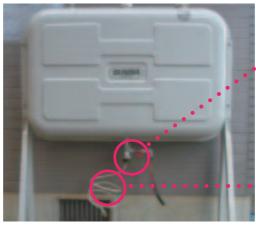
※ここに示した状態は厚生労働省の資料をまとめたものです。認定を受けた方の状態と完全には一致しない こともありますのでご注意ください。

#### ~家庭用ホームタンクを取り扱う皆さんへ~

## 雪が降る前に配管の確認!! うっかり閉め忘れ要注意!!

- ・平成17年度は油流出事故が頻繁に発生し、平成16年度の2倍となる60件の油流出事故が起きました。その原因は、ホームタンクの閉め忘れと積雪による配管の損傷が上位でした。皆さんのご協力があれば未然に油の流出は防げますのでご協力をお願いします。
- ・事故を起こすと油の回収・処理に灯油18リットルの場合、約50万円の費用がかかってしまいます。そして その費用は事故を起こした原因者が責任を持って負担しなければなりません。
- ・事故を起こした場合また発見した場合は、お近くの消防署、警察署、市町村役場、県や国の機関へご連絡 ください。









(例)家庭用ホームタンク

